

訪問看護 和 (訪問看護) 利用料

【医療】

基本療養費 I	正看護師	准看護師
週 3 日目まで	5, 5 5 0 円	5, 0 5 0 円
週 4 日目以降	6, 5 5 0 円	6, 0 5 0 円

管理療養費	
初 回	7, 4 0 0 円
2 日目以降	2, 9 8 0 円

【加算料金】

加算料金		内容
24 時間対応体制加算	5, 4 0 0 円	所定の体制が整備されている場合に月 1 回算定します。
特別管理加算 I	5, 0 0 0 円	下記の状態時に月 1 回算定します。 ※1
特別管理加算 II	2, 5 0 0 円	下記の状態時に月 1 回算定します。 ※2
訪問看護ターミナルケア加算	2 0, 0 0 0 円	死亡日前 1 4 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施している場合に算定します。※3
長時間訪問看護加算	3, 0 0 0 円	特別管理加算の対象者に対して 1 回の時間が 1 時間 3 0 分を超える看護を実施した場合に算定します。
難病等複数回訪問加算 (2 回目)	4, 5 0 0 円	下記の場合に算定します。※4
難病等複数回訪問加算 (3 回目)	8, 0 0 0 円	下記の場合に算定します。※4

※ AM8 : 0 0 ~ PM6 : 0 0 以外の時間は、割り増し料金がかかります。

※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態など、厚生労働省指定の特別な症状で、管理の必要な方の看護をさせていただきます。

※2 重度の褥瘡 (真皮を超える) の状態、人工肛門又は人工膀胱設置している状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態など、厚生労働省指定の特別な症状で、管理の必要な方の看護をさせていただきます。

※3 ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及び家族その家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。

※4 厚生労働大臣の定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて 1 日に 2 回又は 3 回以上看護をさせていただきます。

ご不明な点はお問い合わせ下さい。 TEL 0596(55)4668